
5 0 8 2. 包括評価申告事項登録

業務コード	業務名
HOA	包括評価申告事項登録

1. 業務概要

「包括評価申告（HOC）」業務に先立ち、包括評価申告情報を新規申告、申告変更、審査後変更、撤回または新規申告（引用登録）する。申告変更、審査後変更、撤回または新規申告（引用登録）の場合は「包括評価申告呼出し（HOB）」業務により、情報を呼出して行う。

本業務にて行う処理種別ごとの機能は以下の通りである。

処理種別		処理内容
スペース	新規申告	新規に包括評価申告情報の登録を行う場合。
H	申告変更	包括評価申告情報について、誤入力等の訂正を行う場合。
U	審査後変更	包括評価申告情報について、変更届または一部変更届を行う場合。
T	撤回	包括評価申告情報について、撤回届を提出し登録情報を削除する場合。
I	新規申告（引用登録）	登録済みの包括評価申告情報を引用して、新規に包括評価申告情報の登録を行う場合。

登録した包括評価申告情報は、HOC業務が行われない場合は、一定期間経過後システムから削除される。

包括評価申告情報において包括評価申告審査終了がされていない場合、かつ、「包括評価申告審査終了（CHO）業務にて「撤回受理」が実施された場合は、一定期間経過後システムから削除される。

本業務で払い出された包括評価申告受理番号については、HOC業務後にCHO業務にて「審査終了」されることで「輸入申告事項登録（IDA）」業務等で使用可能となる。

2. 入力者

通関業、輸出入者

3. 制限事項

なし。

4. 入力条件

（1）入力者チェック

- （A）システムに登録されている利用者であること。
- （B）処理種別が「H：申告変更」、「U：審査後変更」、「T：撤回」の場合は、入力された包括評価申告受理番号に対する包括評価申告情報DBに登録されている包括評価申告情報の登録を行った利用者と同一であること。
- （C）処理種別が「I：新規申告（引用登録）」の場合は、入力された旧包括評価申告受理番号に対する包括評価申告情報DBに登録されている包括評価申告情報の登録を行った利用者と同一であること。

（2）入力項目チェック

（A）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（B）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（3）包括評価申告情報DBチェック

- （A）処理種別が「H：申告変更」、「U：審査後変更」、「T：撤回」の場合、以下のチェックを行う。

- ①入力された包括評価申告受理番号が包括評価申告情報DBに存在すること。
- ②包括評価申告情報DBに登録されている適用終了年月日を過ぎていないこと。
- ③処理種別が「H：申告変更」の場合は、以下の全てを満たすこと。
 - ・包括評価申告されていること。
 - ・CHO業務において「審査終了」されていないこと。
 - ・HOC業務において、処理種別「T：撤回」が実施されていないこと。

④処理種別が「U：審査後変更」の場合は、以下の全てを満たすこと。

- ・CHO業務において「審査終了」されていること。
- ・CHO業務において「撤回受理」されていないこと。

⑤処理種別が「T：撤回」の場合は、以下の全てを満たすこと。

- ・包括評価申告されていること。
- ・CHO業務において「撤回受理」されていないこと。

(B) 処理種別が「I：新規申告（引用登録）」の場合、以下のチェックを行う。

①入力された旧包括評価申告受理番号が包括評価申告情報DBに存在すること。

②入力された旧包括評価申告受理番号が新規申告または新規申告（引用登録）における包括評価申告されていること。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「00000-00000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「00000-00000-0000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

(2) 包括評価申告情報DB処理

入力内容を包括評価申告情報DBに登録・更新する。

(3) 添付ファイル管理DB処理

入力された包括評価申告受理番号に対して、添付ファイルの登録が行われている場合は、訂正内容を添付ファイル管理DBに登録する。

(4) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
包括評価申告事項登録入力控情報	なし	入力者

7. 特記事項

(1) 変更不可項目について

本業務の入力項目のうち変更不可項目は以下のとおりとする。

項番	項目名
1	申告書種別：申告書（Ⅰ）
2	申告書種別：申告書（Ⅱ）
3	関税定率法施行令第1条の6第3項：該当する
4	関税定率法施行令第1条の6第3項：該当しない
5	一括加算：該当する
6	一括加算：該当しない
7	あて先官署コード
8	あて先部門コード
9	輸入者コード* ¹
10	輸入者氏名* ¹
11	代理人コード* ¹

(* 1) 処理種別が「H：申告変更」または「U：審査後変更」の場合のみ変更不可項目とする。